重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日				
記入者名	横田博子				
所属・職名	友隣園・施設長				

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)いりょうほうじん ゆうりん 医療法人 友隣							
法人番号	1120005012556							
主たる事務所の所在地	〒 573-0058 大阪府枚方市伊加賀東町2番21号							
	電話番号/FAX番号	072-844-5181 / 072-846-3587						
連絡先	メールアドレス	kyouritu.hospital@gmail.com						
	ホームページアドレス	http://www.kyouritu.or.jp//						
代表者(職名/氏名)	理事長	/ 横田博子						
設立年月日	昭和 35年12月7日							
主な実施事業	※別称 1 (別に実施する介護サービス- クリニック	- 筧表)						

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)かいごつきゆうりょうろうじんほーむゆうりんえん									
石 / 你	介護付有料老人ホーム友隣園									
届出・登録の区分	有料老人ホ	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出								
有料老人ホームの類型	介護付(一	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)								
所在地	〒 573-6	0058								
別往地	大阪府枚方市伊加賀東町2番17号									
主な利用交通手段	京阪本線	京阪本線 「枚方公園駅」から約90m(約徒歩2分)								
	電話番号/	FAX番号	072-841-1181 / 072-841-1023							
連絡先	メールアドレス yuurinen@gmail.com http://www.kyouritu.or.jp//									
管理者 (職名/氏名)	施設長		/	横田博子						
有料老人ホーム事業 開始日/届出受理日	平成	25年9月1日	/	平成	24年8月28日 高事第1252-11号					

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	277240635	7	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成	25年9月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	277240635	7	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	令和	6年4月1日		

3 建物概要

	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自	動更新	なし		
土地	賃貸借契約の期間					~			
	面積		690.5	m²					
	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自	動更新	なし		
	賃貸借契約の期間					\sim			
	延床面積	1	, 772. 0	m ^d (うち有料老人ホーム部分			1.	,772.0	m²)
建物	竣工日	平成	25年8月	日		用途区分	?	有料老人	、ホーム
Æ10)	耐火構造	耐火建築	等物	その他の場合:					
	構造	鉄骨造		その他の	り場合:				
	階数	4	階	(地上	4	階、地階	Ľ I	階)	
	サ高住に登録して	こいる場合	3、登録基	表準へのi	窗合性				
	総戸数	40	戸	届出又は	登録(指	定) をし	た室数	40室	(40室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	介護居室個室	×	0	X	×	×	14. $4\sim$ 19. 9m^2	39	1人部屋
	介護居室個室	0	0	0	0	0		1	1人部屋
居室の 状況									
7700									
	共用トイレ	11	ヶ所	- 所		が可能な		11	ヶ所
					寄子等の対応が可能		色なトイレ		ヶ所
	共用浴室	個室	3	ケ所	大浴場	0ヶ所			
	共用浴室におけ る介護浴槽	機械浴	1	ヶ所	チェ アー浴	2	ヶ所	その他:	
	食堂		ケ所	面積	34. 9	m ² 入居者や家			なし
共用施設	機能訓練室		ヶ所	面積	66.3	m²	用できる調	用できる調理設備	
	エレベーター	あり(ス	トレッチ	テャー対応	- /	1	ケ所		
	廊下	中廊下		m	片廊下	1.8	m		
	汚物処理室			ヶ所					
	緊急通報装置	居室	ありスタッフコ			<mark>浴室</mark> あり			あり
		通報先	事務所	^{ーナー} 通報先から居室ま		での到着予	·定時間	1分~2分	
	その他		4. ~ 1	the transfer					
	消火器	あり		報知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場(改善予						
	防火管理者	あり	消防計画	Ī	あり	避難訓練の年間回数 2回			

4 サービスの内容

(全体の方針)

_							
運営に関する方針			特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 入浴、排せつ食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練 及び療養上の世話を行います。利用者の意思及び人格を尊重し、 心身の状況に応じ自立の支援を行い、常に利用者の立場に立った サービス提供に努めるとともに、安定的かつ継続的な事業運営に 努めます。				
サ	ービスの提供内容に関する特色		隣接する医療機関との連携で、急な体調の変化にも対応でき安心 したサービスを提供します。				
サ	ービスの種類	提供形態	委託業者名等				
入	浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施					
食	事の提供	自ら実施					
調	理、洗濯、掃除等の家事の供与	委託	イフスコヘルスケア、京宝ベビー、㈱セイキ				
健	康管理の支援 (供与)	自ら実施					
状	況把握・生活相談サービス	自ら実施					
	提供内容		・状況把握のサービスの内容 日中は随時、夜間は1時間毎に安否確認、状況把握を行っています。 ・生活相談サービスの内容 日中随時受け付けており、相談内容が専門的な場合専門機関等を紹介します。				
	サ高住の場合、常駐する者						
健	康診断の定期検診	自ら実施	友隣会メディカルケアクリニック				
		提供方法	看護師の要請で隣接する病院の医師が随時診察します				
利	用者の個別的な選択によるサー	ビス	※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)				
虐	待防止		①虐待防止に関する責任者を選定しています。(施設長) ②成年後見制度の利用を支援します。 ③苦情解決体制を整備しています。苦情の担当者を設け検討を行い、対応内容に基づき、関係者への連絡調整を行うとともに利用者へ対応方法を含めた結果報告を行います。 ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。 ⑤当該事業所又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。				
身	体的拘束		・身体的拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代替性・一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間(最長で1月)を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録し、経過観察を行います。家族等へ説明を行い、同意をいただきます。(継続して行う場合は概ね1月毎行います。) 1月に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 ①身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。				
非	常災害対策		①事業所に災害対策に関する担当者 (防火管理者) を置き、非常 災害対策に関する取り組みを行います。 非常災害対策に関する担当者 (防火管理者) 職・氏名: (生活相談員:真島亮二) ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関へ の通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知し ます。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期: (毎年2回 6月・12月)				

(介護サービスの内容)

	面設サービス計画及び介護予防 面設サービス計画等の作成	①入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)特定施設入居者生活介護計画を作成します。 ②(介護予防)特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得たうえで交付します。 ③それぞれの入居者について、(介護予防)特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握(「モニタリング」という)を行います。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。						
	食事の提供及び介助	入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理 を行い、摂食・嚥下機能その他の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。						
日 常	入浴の提供及び介助	自ら入浴困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴の介助や清拭(身体を拭 く)、洗髪などを行います。						
生活	排泄介助	介助が必要な利用者に対してトイレ誘導、排泄介助やおむつ交換を行います。						
上の	離床・着替え・整容等の日 常生活上の世話	寝たきり・褥瘡防止の為、できる限り離床に配慮し、適切な整容が行われるよう援助 します。						
世 話	移動・移乗介助	かりが必要な利用者に対し室内の移動、車いすへ移乗の介 助を行います。						
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対し配剤された薬の確認、服薬のお手伝 い、服薬の確認を行います。						
機能	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通 じた訓練を行います。						
記訓練	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練 を行います。						
/IVK	器具等を使用した訓練	なし						
そ	創作活動など	あり 入居者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供 します。						
の他	健康管理	看護職員により入居者の状況に応じて適切な措置を講じます。						
165	相談及び援助	入居者及び短期利用者とその家族からの相談に応じます。						
施設の	の利用に当たっての留意事項	・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届け出てください。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じた時は速やかに管理者に届け出てください。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないようにしてください。						
心身の	の状況の把握	特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、会議等を通じて、入居者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の 把握に努めるものとします。						
居宅》	介護支援者等との連携	①(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する(介護予防)特定施設入居者生活介護計画の写しを、入居者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します(短期利用のみ)。						
施設は	こおける衛生管理等	・特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。 ・特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。 ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。						
従業	者の禁止行為	・医療行為(ただし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。) ・入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ・入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除く) ・その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑 行為						

サービスにあたっての留意事項	①サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険証資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者証の住所などに変更があった場合には速やかに等事業者にお知らせください。②入居者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。 ③入居者及び家族の意向を踏まえて、「特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「特定施設入居者生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。 ④サービス提供は「特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「特定施設入居者生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。 ⑤特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。					
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため職員に対し、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故・き情対応等の研修を実施しています。					
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	。 あり					
人員配置が手厚い介護サービス の実施	なし (介護・看護職員の配置率) : 1 以上					

- (短期利用特定施設入居者生活介護の概要:以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】 ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介 護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護 保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するもので あること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、1又は当該指定 特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他 の金品を受領しないこと
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起 算して5年以上の期間が経過していること。

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
事業所の所在地	
事業者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
事業所の所在地	
事業者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

P + 1.15	その	の他							
医療支援	その	その他の場合:			隣接している病院の医師が診察				
	名	名称			医療法人友隣会 友隣会メディカルケアクリニック (施設から10m)				
	住	住 所			大阪府枚方市伊加賀東町2番21号				
	診	療	科	目	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻科、眼科、泌尿器和				
協力医療機関	-	協力内容			入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保				
	かん				診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保				
	名	名 称							
	住	住 所							
	診	療	科	目					
	1- / / /	<i>Ŀ</i> カ →	н	<i>₽</i>					
	協	力	内	容	その他の場合:				
ب ر ملیور او برای مایی مایی ملی کلب واقاع موماد	あり	<u>)</u>							
新興感染症発生時に 連携する医療機関	<u>名</u> 和	<u>名称</u>			医療法人友隣会 友隣会メディカルケアクリニック				
	住店	住所			大阪府枚方市伊加賀東町2番21号				
	名	名 称			中川歯科医院				
拉力提到医療機則	住			所	大阪府寝屋川市香里本町13-25				
協力歯科医療機関	<i>1.</i> -†₁	I -1 1.		办	訪問診療				
		協力内		容	その他の場合:				

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

1 民然に民党なけれまるで担人				
入居後に居室を住み替える場合	その他の場合			
判断基準の内容				
手続の内容				
追加的費用の有無		追加費用		
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無	前払金償却の調整の有無			
	面積の増減		変更の内容	
	便所の変更		変更の内容	
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更		変更の内容	
促削の冶玉との仕様の変文	洗面所の変更		変更の内容	
	台所の変更		変更の内容	
	その他の変更		変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護					
留意事項	入居時満65歳以上。 能だが、その他の	入居時満65歳以上。ホームの看護職員は、胃ろう・インシュリンなどの管理は対応可 能だが、その他の療養管理については要相談。				
契約の解除の内容	①入居者が死亡	したとき ②	入居者、又は事業者から解約した場合			
事業主体から解約を求める場合	解約条項		人居者の行動か、他の人居者・職員の生命に危害を及は すなどの恐れがあり、通常の介護・接遇では防止できな い場合等			
	解約予告期間		3ヶ月			
入居者からの解約予告期間	1	ケ月				
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1泊2日3食付8,200円(税込)~			
入居定員	40	人				
その他						

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数	(実人数)			
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1		1	
生活	相談員	2	1	1	1.2	
直接	処遇職員	20	10	10	16. 4	
	介護職員	17	9	8	14. 4	
	看護職員	3	1	2	2	
機能	訓練指導員	1		1	0. 2	
計画	T作成担当者	1	1		1	
栄養	士					
調理]員					
事務	<u></u> 員	2	1	1	1.4	
その	他職員					
1 遁]間のうち、常	営勤の従業	美者が勤	務すべき	時間数	37.5 時間

(職務内容)

管理者		管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規 定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について 指揮命令を行います。				
生活	相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、 利用者の社会生活に必要な支援を行います。				
直接	処遇職員					
	介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術 をもって行います。				
	看護職員	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるも のとします。				
機能	訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。				
計画	Î作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。				
栄養	士	適切な栄養管理を行います。				
調理	!員	食事の調理を行います。				
事務	<u></u> 損	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。				
その	他職員					

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考	
		常勤	非常勤	佣名	
介護福祉士	12	7	5		
介護職員初任者研修修了者	2	2			
看護師	1		1		
認知症基礎研修	1		1		
介護福祉士実務者研修修了 者	1		1		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	슴計			
		常勤	非常勤	
看護師又は准看護師				
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
柔道整復師				
あん摩マッサージ指圧師	1		1	

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間(16時~9時)						
	平均人数		最少時人数(宿直者・	休憩者等を除く)		
看護職員		人		人		
介護職員	2	人	2	人		
生活相談員		人		人		
		人		人		

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護	契約上0)職員配置比率	3:1以上			
の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 (一般型特定施設以外の 場合、本欄は省略)	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)			2.4:1		
カガル ドッ利田刑性会社	た訓示さ	ホームの職員数		人		
外部サービス利用型特定がる有料老人ホームの介護す		訪問介護事業所の名称				
提供体制(外部サービス利 定施設以外の場合、本欄/		訪問看護事業所の名称				
严重以少// □ / 一个	41 附/	通所介護事業所の名称				

(職員の状況)

		他の職務	ろとの兼務	务			あり				
管理	管理者 業務に係る 資格等		る	なし	資格等の名称						
		看護	職員	介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	度1年間の 者数		1		1						
退職	度1年間の 諸者数			1	1	1					
のに	1年未満		1		1						
人後事した	1年以上 3年未満		1	3	3	1	1		1		
た経験年	3年以上 5年未満	1		1	2					1	
半数に応	5年以上 10年未満			3							
だした	10年以上			2	2						
備考	備考										
従業	者の健康診断	 所の実施は	大況	あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式			
利用料金の支払い方式		一部削払い・一部月払い方式 選択方式の内容 ※該当する方式を全て 選択		払い方	
年齢に応じた金額設定	三齢に応じた金額設定				
要介護状態に応じた金額	設定	なし			
入院等による不在時にお	おける利用料	なし			
金(月払い)の取扱い		内容:			
利用料金の改定	条件	物価変動、	人件費上	昇、消費移	(アップにより改定する場合があります
们用作並以及是	手続き	事前に連絡	引します		

(代表的な利用料金のプラン)

					プラン1	プラン2	
7 E	ス居者の状況 要			要介護度	3	4	
八店	入居者の状況			年齢	85歳	88歳	
	部屋タイプ			部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室	
				床面積	14. 4 m²	19. 9 m²	
				トイレ	なし	なし	
居室	の状況			洗面	あり	あり	
				浴室	なし	なし	
				台所	なし	なし	
				収納	なし	なし	
7 E.	吐占不	小田	な費用	則払金(豕貨、介護 サービス費等)	200万円	200万円	
八店	では、	少安	は賃用				
月額	費用の	合計		•	169, 500円	179, 500円	
	家賃				54,000円	64,000円	
		特定	施設入居	者生活介護※の費用	自己負担分	自己負担分	
	サ		食費		64, 500円	64, 500円	
]	介 管理費			51,000円	51,000円	
		ビー誰	消耗品		実費	実費	
	ス費用	険	電気代		実費	実費	
	用	州 外 治療		一部負担金	実費	実費	

備考 ○介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が 変わる。)

- ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。 〇居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となり ます。

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建築費、設備備品費、修繕費などを基礎として、1室あたりの家賃を算定				
	<mark>家賃の</mark> ヶ月分				
敷金	解約時の対応				
前払金	家賃の前払いとして算定				
食費	1日3食分の費用 調理設備、委託費、材料費 (朝食550円、昼食800円、夕食800円)				
管理費	共用施設の維持管理・修繕費、水道代、ガス代 Eタイプ 51,000円 Eタイプ以外 77,000円				
電気代	実費 40円/kw				
消耗品	オムツ、パット、リハビリパンツ代				
介護保険外費用					
利用者の個別的な選択によるサービ ス利用料	別添 2				
その他のサービス利用料					

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い 場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

算定根拠	家賃相当額として	
想定居住期間(償却年月	数)	60ヶ月
償却の開始日		入居日の翌日
想定居住期間を超えて勢 (初期償却額)	30万円	
初期償却率(%)		15%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	・入居一時金×(1826-経過日数) /1826—原状回復費用 ・月額利用料は日割計算をします
	入居後3月を超えた契約終了	・ [(入居一時金-30万円)×(1826- 経過日数)/1826] —原状回復費用 ・月額利用料は日割計算をします
前払金の保全先	4 その他の場合の名称	債務保証約定書を枚方信用金庫と締結
別な並り床土兀		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	0 人
十一图下方门	75歳以上85歳未満	7 人
	8 5 歳以上	27 人
	自立	0 人
	要支援1	0 人
	要支援 2	0 人
要介護度別	要介護1	4 人
女月唆反仍	要介護 2	11 人
	要介護3	5 人
	要介護 4	11 人
	要介護 5	3 人
	6か月未満	6 人
	6か月以上1年未満	5 人
入居期間別	1年以上5年未満	22 人
	5年以上10年未満	1 人
	10年以上	0 人
喀痰吸引の必	要な人/経管栄養の必要な人	0 人 / 0 人
入居者数		34 人

(入居者の属性)

性別	男性		2	人	女性		32 人
男女比率	男性	6 %			女性		94 %
入居率	85	% 7	Z均年齢	90	歳	平均要介護度	2. 9

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	人						
	社会福祉施設	人						
退去先別の人数	医療機関	1 人						
	死亡者	8 人						
	その他	人						
		人						
	施設側の申し出	(解約事由の例)						
生前解約の状況								
(土) 月1月年末リップ (人) (人)		人						
	入居者側の申し出	(解約事由の例)						

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		介護付有料老人ホーム 友隣園				
電話番号 / FAX		072-841-1181 / 072-841-1023				
平日		8:30~17:00				
対応している時間	土曜	8:30~17:00				
	日曜・祝日					
定休日		日曜日・祭日				
窓口の名称 (保険者市町村)		枚方市健康福祉部福祉指導監査課				
電話番号 / FAX		072-841-1468 / 072-841-1322				
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$				
定休日		土日祝日・年末年始				
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体)	連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会				
電話番号 / FAX		06-6949-5418				
対応している時間	平日	$9:00\sim17:00$				
定休日		土日祝				
窓口の名称 (苦情)		枚方市 健康福祉部 介護認定給付課				
電話番号 / FAX		072-841-1460 / 072-844-0315				
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$				
定休日		土日祝日・年末年始				
窓口の名称 (事故)		枚方市健康福祉部福祉指導監査課				
電話番号 / FAX		072-841-1468 / 072-841-1322				
対応している時間 平日		$9:00\sim17:30$				
定休日		土日祝日・年末年始				
窓口の名称(虐待)		枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課				
電話番号 / FAX		072-841-1401 / 072-841-5711				
対応している時間 平日		$9:00\sim17:30$				
定休日		土日祝日・年末年始				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	東京海上日動火災保険株式会社
	加入内容	身体財物5千万円、経済的損失1千万円など
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	苦情処理対応、事故報告取扱マニュアルに基づく	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		ありの場合		ご意見箱あり	
利用者アンケート調査、意			実施日		
見箱等利用者の意見等を把 握する取組の状況				なし	
1)E 9 (3 4X/MI V 74/\{1)L			結果の開示	開示の方法	
		ありの場合			
第三者による評価の実施状況			実施日		
)(= 1 (= 0)			評価機関名称		
			結果の開示		
			かロノヘックトガノハ	開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
重要事項説明書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

· · · · ·								
		あり	の場合					
		ŀ	開催頻度	年 2回				
運営懇談会	あり	l É	構成員	入居者の家族、施設長、職員				
			しの場合の代 持措置の内容					
	あり	虐待	持防止対策検討	委員会の定期的な開催				
高齢者虐待防止のための取組の	あり	指金	指針の整備					
状況	あり	定其	定期定期な研修の実施					
	あり	担当	4者の配置					
	あり	身体	区的拘束等適正	化検討委員会の開催				
	あり	指金	十の整備					
	あり	定其	明的な研修の実	施				
身体的拘束の適正化等の取組の 状況	なし	制队	艮する行為(身	場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を体的拘束等)を行うこと				
			身体的拘束等を の状況並びに関	と行う場合の態様及び時間、入居者 を急やむを得ない場合の理由の記録				
	あり		是症に関する業					
	あり		Fに関する業務	., .,				
業務継続計画 (BCP) の策定	あり	職員に対する周知の実施						
状況等	あり	定期的な研修の実施						
	あり	定期的な訓練の実施						
	あり	定其	別的な業務継続	計画の見直し				
提携ホームへの移行	なし	携才	の場合の提					
	①事業者 法律なす。 事業の りまする りまする」	f は 厚 は 及 扱 し 及 及 で 及 て と て と て と て と て と て と て と て と て と て	利用者又はその 厚生労働省が策気 いのためのガイク が事業者の使用で	「る秘密の保持について】 の家族の個人情報について「個人情報の保護に関する とした「医療・介護関係事業者における個人情報の適 「シス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとし 「る者(以下「従業者」という。)は、サービス提供 なはその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏ら				
個人情報の保護	継続しま 【個人情 ①事業者	こす。のに報は、)保護について】 利用者から予&	5義務は、サービス提供契約が終了した後においても 5文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に				
	ても、う人情報を	・めば ・用 V	て書で同意を得た いません。	注用いません。また、利用者の家族の個人情報につい よい限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個 ②家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙による				
	ものの他 し、また ③事業者	1、冒 上処分 計が管	意磁的記録を含む 分の際にも第三者 管理する情報につ	」。)については、善良な管理者の注意をもって管理 そへの漏洩を防止するものとします。 いては、利用者の求めに応じてその内容を開示する 級の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞				
緊急時等における対応方法	なく調査サービスかに隣接	を行く提供している。	けい、利用目的の せ中に、利用者に で隣会メディカケ	D達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速や ンケアクリニックに連絡を行う等の必要な措置を講じ 質定する連絡先にも連絡します。				
サービス提供に関する記録	①特定が の記録を す。 ②利用者	画設ノ ご行う かは、	(居者生活介護を)こととし、その	と提供した際には、提供した具体的なサービス内容等 ご録はサービスを提供した日から5年間保存しま ご保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交				
大阪府福祉のまちづくり条例に 定める基準の適合性	適合		通合の場合	~				

指	方市有料老人ホーム設置運営 導指針「5 規模及び構造設 」に合致しない事項	なし
	合致しない事項がある場合 の内容	
	「6 既去建築粉祭の近田の	
	「6 既存建築物等の活用の 場合等の特例」への適合性	代替措置 等の内容
	合致しない事項がある場合 の入居者への説明	
上	記項目以外で合致しない事項	なし
	合致しない事項の内容	
	代替措置等の内容	
	合致しない事項がある場合 の入居者への説明	

添付書類:別添1 (事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス)

別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)

別添3 (特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表)

上記の重要事項説明書の内容について、「枚方市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第48号)」、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第49号)」の規定に基づき、入居者、入居者代理人に説明を行いました。

説明年月日: 年 月 日 法 人 名 : 医療法人友隣会 代表者氏名: 横田博子 事業所名:介護付有料老人ホーム友隣園 説明者氏名:

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

 (入居者)

 住 所 :

 (入居者代理人)

 住 所 :

 氏 名 :

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
(居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	あり	友隣会メディカルケ アクリニック通所リ ハビリテーション	枚方市伊加賀東町2-21
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
(地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	友隣園居宅介護 支援事業所	枚方市伊加賀東町2-21
〈介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	友隣会メディカルケ アクリニック通所リ ハビリテーション	枚方市伊加賀東町2-21
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
第1号事業>			
予防訪問事業	なし		
予防通所事業	なし		
(地域密着型介護予防サービス>		•	•
介護予防認知症対応型通所介護	なし	I	
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
↑護予防支援	あり	友隣園居宅介護 支援事業所	枚方市伊加賀東町2-21
(介護保険施設>			1
			1
	121		
介護老人福祉施設	なしなし		
	なし なし なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

			るサービス(介護保険外サービス等)	備考	
			料金※ (税込みの総額)	畑 与	
	食事介助	あり	月額費に含む		
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む		
介	おむつ代	あり	≪ 費用の一覧 ≫を参照	自己負担	
護サ	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	週2回までは月額費に含む	週3回以上希望の場合は750円/30分/1人	
 - -	特浴介助	あり	週2回までは月額費に含む		
ス	身辺介助 (移動・着替え等)	あり	月額費に含む		
	機能訓練	なし			
	通院介助	あり	月額費に含む	付き添いも含む	
	居室清掃	あり	月額費に含む		
	リネン交換	あり	月額費に含む	週2回以上希望される場合500円/1回、枕カバーのみの場合は100円	
	日常の洗濯	あり	1kg ¥440	外部からの訪問利用	
生	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む		
活サ	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	月額費に含む		
ービ	おやっ	あり	月額費に含む		
ス	理美容師による理美容サービス	あり	カット¥2,000、顔そり¥1,000	外部からの訪問理美容	
	買い物代行	なし			
	役所手続代行	なし			
	金銭・貯金管理	なし			
健	定期健康診断	あり	看護師の要請で隣接する病院の医師が随時診察す		
康管	健康相談	あり	月額費に含む		
理サ	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む		
Í Ľ	服薬支援	あり	月額費に含む		
ス	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	月額費に含む		
入退	移送サービス	あり	友隣会メディカルケアクリニックは月額費 に含む	協力医療機関以外は750円/30分/1人	
院の	入退院時の同行	あり	友隣会メディカルケアクリニックは月額費 に含む		
サー	入院中の洗濯物交換・買い物	なし			
ビス	入院中の見舞い訪問	なし	<u> </u>		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。 ※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3) (介護予防)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和6年(2024年)6月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護体険報酬額のつち利用有負担額に応じた額を負担していたださます。)						
	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円	
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円	
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円	
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円	
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円	
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円	
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円	
要介護1(短期利用)	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円	
要介護2(短期利用)	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円	
要介護3(短期利用)	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円	
要介護4(短期利用)	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円	
要介護5(短期利用)	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円	

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご留意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等	
入居継続支援加算(I)(★)	36	376円	38円	76円	113円	1日につき	
入居継続支援加算(Ⅱ)(★)	22	229円	23円	46円	69円	ו בוכ לפ	
生活機能向上連携加算(I)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき(原則3月に 1回を限度)	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき(個別機能 訓練加算を算定の場 合は(I)ではなく(II) を算定、この場合の (II)は100単位)	
個別機能訓練加算(I)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	ו הוכ לפ	
ADL維持等加算(I)(★)	30	313円	32円	63円	94円		
ADL維持等加算(Ⅱ)(★)	60	627円	63円	126円	189円		
夜間看護体制加算(I)(★)	18	188円	19円	38円	57円	10につき	
夜間看護体制加算(Ⅱ)(★)	9	94円	10円	19円	29円	─1日につき	
若年性認知症入居者受入加 算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき	
協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	- 1月につき	
協力医療機関連携加算	40	418円	42円	84円	126円	ו אוכ טפ	
ロ腔・栄養スクリーニング加 算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき	
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	1月につき	
退院・退所時連携加算	30	313円	32円	63円	94円	1日につき	

退居時情報提供加算	250	2,612円	262円	523円	784円		
看取り介護加算(I)(★)	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上 45日以下	
	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上30 日以下	
	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	死亡日の前日及び 前々日	
看取り介護加算(Ⅱ)(★)	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日	
	572	5,977円	598円	1,196円	1,794円	死亡日以前31日以上 45日以下	
	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	死亡日以前4日以上30 日以下	
1 4 取り川 設加昇(エバス)	1,180	12,331円	1,234円	2,467円	3,700円	死亡日の前日及び 前々日	
	1,780	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円	死亡日	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	1日につき	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	ו פור אפ	
高齢者施設等感染対策向上 加算(I)	10	104円	11円	21円	32円	-1月につき	
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅱ)	5	52円	6円	11円	16円	אוב ספ	
新興感染症等施設療養費	240	2,508円	251円	502円	753円	1月に1回、連続する5 日を限度	
生産性向上推進体制加算 (I)	100	1,045円	105円	209円	314円	181-0#	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	104円	11円	21円	32円	1月につき	
サービス提供体制強化加算 (I)	22	229円	23円	46円	69円		
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	188円	19円	38円	57円	1日につき	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	62円	7円	13円	19円		
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数[※]の 88/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき	

※(★)は要介護のみ。

※介護職員等処遇改善加算の「所定単位数」は、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護	辛拉自州	要支援1	要支援2			
	(1割の場合)					
自己負担	(2割の場合)					
	(3割の場合)					
介護	報酬	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	(1割の場合)					
自己負担	(2割の場合)					
	(3割の場合)					

[・]上記見積もりは、〇〇加算、〇〇加算を含んでいます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・入居継続支援加算【要支援は除く】

八石幅航文版加昇t安文版は深く 入居継続支援加算は、利用者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。

•生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

^{・1}か月30日で計算しています。

•個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(I)を算定します。

·ADL維持等加算【要支援は除く】

ADL維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。

•若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算;

. 协力医索燃即油堆加管

協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。

・口腔・栄養スクリーニング加算

ロ腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

•科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を(介護予防)特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

・退院・退所時連携加算【要支援は除く】

退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当事業所に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。

•退居時情報提供加算

退居時情報提供加算は、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。

・看取り介護加算【要支援は除く】

看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

・認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

•高齢者施設等感染対策向上加算

高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。

•新興感染症等施設療養費

新興感染症等施設療養費は、利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。

•生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。

・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

•介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。